

2023年度の廃炉等負担金について

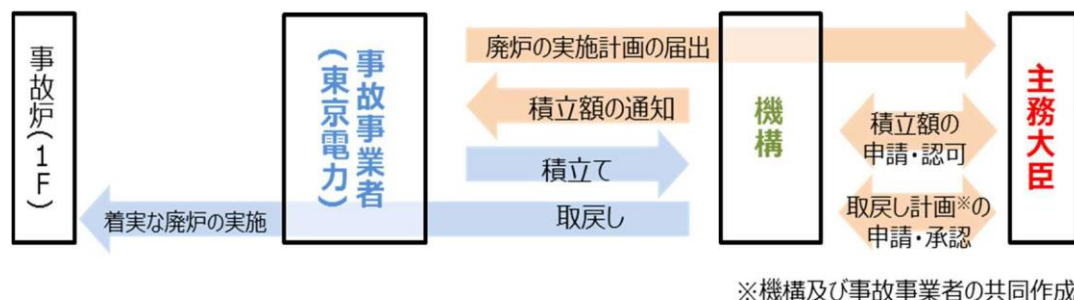
2024年9月18日

東京電力ホールディングス株式会社

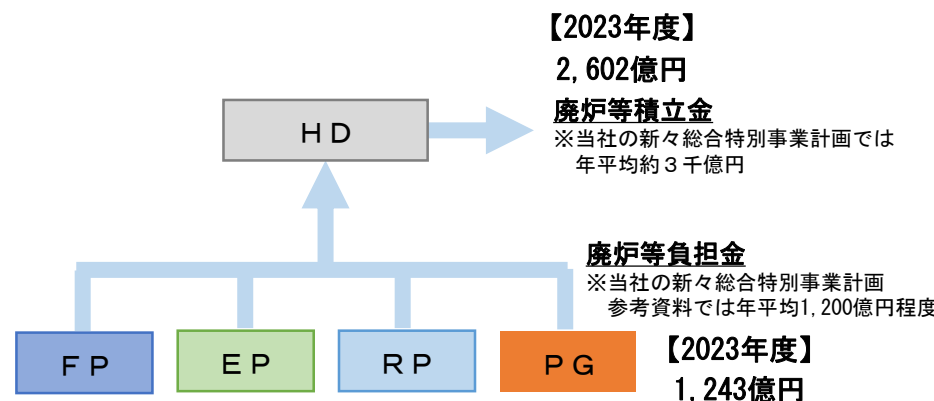
1. 廃炉等負担金

- 2016年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（以下、基本指針）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされました。
- 基本指針に基づき、2017年5月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が改正され、東京電力ホールディングス（以下、HD）は、毎年度、廃炉に必要な資金を廃炉等積立金として原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）に積み立てることとなりました。
- また、機構と共同で策定し、主務大臣の認定をいただいた「新々・総合特別事業計画」および「第四次総合特別事業計画」において、東京電力グループ全体で総力を上げて廃炉等積立金の原資を捻出すべく、東京電力パワーグリッド（以下、PG）は送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金（「廃炉等負担金」）としてHDへ支払うこととしております。
- これを踏まえPGは、HDとの間で廃炉等負担金に関する契約を締結の上、HDからの通知に基づき、2023年度に1,243億円の廃炉等負担金を計上しております。

【廃炉等積立金制度のイメージ】



(出典) 2017. 5. 18 新々・総合特別事業計画



2. 廃炉等負担金の算定根拠

- 2023年度の廃炉等負担金の水準については、P G負担が東電グループ全体の中で過大と
ならないこと、P Gの財務健全性の毀損がないこと等を総合的に判断のうえ、H Dが決
定し、具体的な算定根拠とともにP Gに通知しております。

H DからP Gへの2023年度廃炉等負担金の通知額：1,243億円

<2023年度廃炉等負担金額の算定根拠（2024年3月時点の見通し）>

積立額2,602億円に対し
1,243億円の負担は過大ではない

（1）託送料金に含まれる廃炉等負担金相当等を踏まえた金額：1,243億円

（2）廃炉等負担金計上後の当期純利益：1,012億円

廃炉等負担金を支払後も一定の利益は
残りP Gの財務健全性を毀損しない

参考 <「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づく廃炉等負担金上限額>

廃炉等負担金の上限額算定値※1：2,616億円

廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額※2：1,226億円

※1 算定式は以下のとおり ※2 過去2年の廃炉等負担金は、2021年度：1,221億円、2022年度：1,213億円

<試算値算定式>	2021年度	2,602	—	▲1,211	×	(1 — 68%)	=	2,989	} 3力年平均：2,616
	2022年度	2,701	—	▲3,059	×	(1 — 68%)	=	3,680	
	2023年度	2,602	—	4,445	×	(1 — 68%)	=	1,179	
		H D		グループ他社の		P G			
		廃炉等積立金		経常利益		有形固定資産比率			

(参考) 福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況

- 政府が定めた「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を踏まえて、当社が作成した「廃炉中長期実行プラン」に基づき、国内外の叡智を結集し、安全・着実かつ計画的に廃炉を進めてまいります

<廃炉事業に関する至近の進捗状況>

使用済燃料プールからの燃料取り出し

- 【1号機】 ガレキ撤去の際に発生するダスト飛散防止のため建屋全体を覆う大型カバーを設置予定（2025年夏頃）
- 【2号機】 燃料取り出しに向けて建屋内線量低減作業および燃料取り出し用構台等の設置を実施中
- 【3・4号機】 燃料の取り出し作業完了済（3号機：2021年2月完了、4号機：2014年12月完了）

燃料デブリ取り出し

【2号機】 燃料デブリの試験的取り出し

- 2023年10月 格納容器貫通孔のハッチ開放完了
- 2024年 5月 格納容器貫通孔内の堆積物除去完了
- 2024年 8月 燃料デブリの試験的取り出しを実施

試験的取り出し装置（イメージ）



汚染水対策、多核種除去設備等処理水 (ALPS処理水) の取扱い

【汚染水対策】

3つの基本方針（取り除く、近づけない、漏らさない）を重層的に対策継続中

【ALPS処理水の取扱い】

2023年 8月 ALPS処理水の海洋放出を開始

→以降、2023年度は全4回、2024年度は8月までに4回の海洋放出を実施

いずれも放出の基準を満たし、計画どおり安全に放出が行われたことを確認



ポータルサイトでの情報発信

(参考) 廃炉等負担金について

託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ 詳細参考資料（2021年11月）より抜粋

論点①：事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方

(参考) 事前準備時のスケジュール（続き）

第6回 持続可能な電力システム構築小委員会
(2020年9月9日) 資料1より抜粋

- レベニューキャップ制度は、事業者の収入上限を承認する仕組みであることから、一般送配電事業者は、その収入上限の範囲内で託送料金を設定することが可能。
- 他方、事業者が申請する託送料金が明らかでない中で収入上限の審査を行うことは、託送料金の予見性や透明性の確保の観点から十分とは言えない。このため、収入上限の承認申請と並行して、規制期間中の毎年分の託送料金の認可申請を進めることとしてはどうか。
- なお、1Fの廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、東電PGの経営合理化努力による利益を1F廃炉に充てられる託送収支上の制度措置が行われてきた。レベニューキャップ制度導入後も、令和元年12月の閣議決定を踏まえた対応が必要ではないか。
- 具体的には、事故後の送配電事業の経営合理化によって1F廃炉に充てる額については、引き続き、レベニューキャップ制度の中でも確保できる仕組みとすることとしてはどうか。

(参考) 廃炉等負担金について

託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ 詳細参考資料（2021年11月）より抜粋

論点③：レベニューキャップの審査方法（指針）

福島第一原発の廃炉に充てるための過年度の経営合理化額に関する論点整理

- これまでの託送料金制度において、東電PGの経営合理化による利益を1Fの廃炉費用に充てる仕組みについて、レベニューキャップ制度への移行後も確保できる仕組みが必要である点は、当委員会（第6回）で議論したとおり。
- その上で、以下のような形で算入及び運用方法を整理することとし、より詳細な運用方法は電力・ガス取引監視等委員会において検討を行うこととしてはどうか。

期初における収入上限の算定時の織り込み方

- これまでに東電PGが特別に実施してきた合理化で捻出してきた額を引き続き廃炉に活用可能とする観点から、まずは過去の廃炉等負担金の実績値を踏まえたうえで、収入上限に算入することを可能とする。

制度開始後における運用の考え方

- 東電PGは、収入上限に算入された額を毎年、捻出することを基本とする。
- ただし、コスト効率化によって計画以上の利益を発生した場合には廃炉等負担金の増額を可能とするが、系統利用者への還元を支障のない範囲で対応することとする。
- なお、外生的要因により他の費用が増加した場合は、他の事業者と同様の判断基準の下に取り扱い、廃炉等負担金を圧縮するようなことはしない。

託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ 詳細参考資料（2021年11月）より抜粋

- 福島第一原発の廃炉を円滑かつ着実に実施するため、廃炉等負担金については、東電PGの過去の経営合理化努力によって過去捻出されてきた実績値を踏まえて、収入上限に算入することと資源エネルギー庁の審議会において整理された。
- この整理を踏まえて、まず、期初については、**過去の廃炉等負担金の実績値や、第4次総合特別事業計画における想定等も踏まえて、見積もり金額の妥当性を確認**する。
- 期中に、コスト効率化によって利益が発生した場合には、期初に見積もった廃炉等負担金の金額を超えて捻出することも可能とする。なお、**前回WGにおいて整理したとおり、翌規制期間においては「利益の50%を系統利用者に還元する」**こととする。
- また、現行料金制度と同様に、廃炉等負担金の実績については毎年度その妥当性について確認を行うこととする。